

第1回山ノ内町立小学校統合準備委員会 次第

日時 令和4年12月23日(金)

午後6時00分～

場所 文化センター3階ホール

- 1 開 会
- 2 教育長あいさつ
- 3 委嘱書交付
- 4 小学校統合に係る経過について 資料1
- 5 委員長、副委員長の選出
- 6 会議事項
 - (1) 統合準備委員会の設置について 資料2
 - (2) 統合準備委員会の運営について 資料3
 - (3) 統合小学校整備計画について 資料4
- 7 整備計画策定支援業務委託に係るプレゼンテーション
- 8 その他
 - (1) 信州大学教職支援センター准教授 荒井英治郎先生講演会(オンライン)
テーマ「地域でこれからの学びのあり方を考える」
1月12日(木)午後2時から(約1時間) 役場401会議室
 - (2) 次回日程
- 9 閉 会

令和4年度山ノ内町立小学校統合準備委員会名簿

| 職名 | 所属等 | 氏名 | 区分 |
|------|------------------------|--------|-------------|
| 委員長 | 元小学校長 | 原 隆文 | (5)学識経験者 |
| 副委員長 | 町子ども会育成会連絡協議会長 | 金井 哲也 | (1)小学校保護者代表 |
| 委員 | 東小学校PTA会長 | 田中 浩幸 | (1)小学校保護者代表 |
| 委員 | 南小学校PTA会長 | 宮崎 秋之 | (1)小学校保護者代表 |
| 委員 | 西小学校PTA会長 | 畔上 元弘 | (1)小学校保護者代表 |
| 委員 | 山ノ内中学校PTA会長 | 山本 佳史 | (1)中学校保護者代表 |
| 委員 | 志賀高原保育園保護者会長 | 西沢 寛樹 | (2)保育園保護者代表 |
| 委員 | かえで保育園保護者会長 | 児玉 友香 | (2)保育園保護者代表 |
| 委員 | ほなみ保育園保護者会長 | 山本 典敬 | (2)保育園保護者代表 |
| 委員 | よませ保育園保護者会長 | 関 知里 | (2)保育園保護者代表 |
| 委員 | すがかわ保育園保護者会長 | 下田 愛実 | (2)保育園保護者代表 |
| 委員 | 東小学校長 | 湯本 文洋 | (3)小学校教職員 |
| 委員 | 南小学校長 | 原 幸子 | (3)小学校教職員 |
| 委員 | 西小学校長 | 齋藤 義和 | (3)小学校教職員 |
| 委員 | 山ノ内中学校長 | 山口 近 | (3)中学校教職員 |
| 委員 | 区長会会長 (湯田中区長) | 宮崎 幸雄 | (4)地域住民代表 |
| 委員 | 区長会副会長 (戸狩区長) | 北原 公治 | (4)地域住民代表 |
| 委員 | 区長会副会長 (前坂区長) | 湯本 憲市 | (4)地域住民代表 |
| 委員 | 区長会副会長 (須賀川区長) | 保坂 克芳 | (4)地域住民代表 |
| 委員 | コミュニティスクール コーディネーター | 小河原 康貴 | (4)地域住民代表 |
| 委員 | 主任児童委員 | 佐藤 重子 | (5)学識経験者 |

| | |
|--|--|
| <p>○教育委員</p> <p>教育長 柴草 隆</p> <p>職務代理 岩本 繁樹</p> <p>委員 堀米 ひろみ</p> <p>委員 黒岩 博之</p> <p>委員 山本 均</p> | <p>○教育委員会事務局</p> <p>教育次長 小林 元広</p> <p>学校教育係長 森川 昌俊</p> <p>教育指導主事 小林 妙子</p> <p>学校教育係 畔上 俊樹</p> <p>学校教育係 田中 稜平</p> |
|--|--|

山ノ内町立小学校適正規模及び適正配置に係る基本方針

令和 4 年 3 月

山ノ内町教育委員会

I 基本方針策定に当たって

1 趣 旨

小学校児童のよりよい教育環境の整備と教育の質の一層の充実を目的とした、小学校の適正規模及び適正配置を推進するため、基本方針を策定する。

2 背 景

本町の児童数は、平成3年度から現時点の31年間で、三分の一以下まで減少している。令和8年度までの推計では児童数がさらに減少し、今後、現在の学校数を維持した場合、さらに小規模化の進行が予想される。

小学校の小規模化は、児童の社会性の育成、多様な学習活動や集団活動の展開、さらには学校運営などにおいて、様々な問題を生じさせる危惧がある。

こうした現状を受け、山ノ内町教育委員会（以下、町教委）では平成26年3月に「山ノ内町立小学校適正規模適正配置等審議会」を設置し、平成27年3月に答申を受けたところである。この答申では、適正規模及び適正配置への基本的な考え方や推進方法等、貴重な提言がなされた。

令和8年度までの小学校規模の状況は、3校（東小、南小、西小）すべてで単級が続き、児童数は令和3年度の406人から341人に減少する。また、現在は10人未満の学級はないが、令和8年度の新入学児童数見込みは、東小20人、南小16人、西小7人の合計43人で、西小の1学級が10人未満となる見通しである。

町教委では、現状と今後の見通しを踏まえた上で、将来を見据え、答申を尊重しつつ、よりよい教育環境の整備と教育の質の一層の充実を図る視点に立ち、児童や保護者をはじめ地域住民の十分な理解と協議を行いながら、円滑な推進を図ることとした。

II 適正規模と適正配置の基本的な考え方

1 適正規模の基本的な考え方と基準

山ノ内町教育振興基本計画では、「未来につなげる文化と人づくり」を基本目標として、町の将来を担う子どもたちの健やかで人間性豊かな人材の育成を推進するとともに、グローバル化、多様化する社会の潮流に対応する幅広い知識・情報・技術や柔軟な思考力を有した、持続可能なまちづくりの担い手となる人材の育成を目指しています。

そのために、快適な集団生活のなかで児童が自ら学び、対応できる生きる力を育成するとともに家庭や地域と連携し、個性を生かす教育を推進していかなければなりません。

また、答申内容と児童にとってよりよい教育環境の整備を踏まえながら、適正規模の基本的な考え方を次に示す。

(1) 適正規模の基本的な考え方

- ① 多様な人間関係のなかで、集団のルールを学び、社会性を高めるとともに、個性や能力の伸長が期待できる学校規模であること。
- ② 学級の編成替えにより、人間関係の固定化を防ぐことができるとともに、児童の活力の増進と学校の活性化が期待できる学校規模であること。

- ③ 総合的な学習の時間の充実、教科担任制、少人数学習集団編成等が展開できる学校規模であること。
- ④ 一定の教員数の確保により、児童と向き合える時間が増え、学校の運営組織の効果的な編成が期待できる学校規模であること。
- ⑤ 一定の児童数の維持により、クラブ活動等の活性化が期待できる学校規模であること。

(2) 山ノ内町における小学校の適正規模の基準

基本的な考え方と答申を踏まえ、次のとおりとする。

- ① 多くの友との出会いの中で豊かに学びあう環境をつくるため、1学級当たりの児童数は、20～30人規模とする。
- ② 編制替えにより友人関係を広げ、互いに高め合う学習集団を育てるため、1学年当たりの学級数は2学級以上とする。
- ③ 学級編制は国・県の基準による。

2 適正配置の基本的な考え方

上記の適正規模を実現するため、通学距離や通学の安全等を考慮しながら、3校を1校に統合することを基本的な考え方とする。

III 適正規模及び適正配置に伴う教育環境の整備

児童にとってよりよい教育環境を整えるという考え方の下、次の条件整備を行う。

1 通学路の安全確保

- (1) 統合後の安全な通学については、通学路を検討し設定する。
- (2) 新たな通学路を検討する際、登下校の安全性が高いスクールバスの使用も検討する。

2 学校の施設設備の整備

様々な状況に対応できるように、施設設備面の改善や教材教具の充実を図る。

3 教職員等の配置

心の支援をはじめ、特別支援を要する児童に対しては、今までと同様、町でも予算措置をし、一層の充実を図る。

IV 学校統合による跡地・施設利用の基本的な考え方

地元の要望等も踏まえて、全町的な行政施策との調整を図りながら検討する。

V 適正規模及び適正配置の今後の具体的な取組

- (1) 3小学校（東小、南小、西小）の統合位置は山ノ内中学校敷地とし、統合小学校整備計画の策定及び開校年度の決定をする。
- (2) 小中連携教育を更に推進することとし、山ノ内町の魅力・特色を生かした教育のあり方を検討する。
- (3) (仮称)統合準備委員会を設置し、課題の検討・整理を行うとともに円滑な統合に向けた準備を進める。

VI 適正規模及び適正配置に向けたスケジュール

本町の児童のよりよい教育環境を整備するために、計画的に学校の適正規模及び適正配置を進める必要がある。そのために、スケジュールを別紙のように設定し取り組みを進める。

VII 結びに

今回、町教委として、山ノ内町立小学校を取り巻く現状及び将来的な見通しを踏まえ、「山ノ内町立小学校適正規模及び適正配置に係る基本方針」を示した。

本方針の推進に当たっては、保護者の方々や地域の方々にその意義を十分にご理解いただくことが不可欠である。私たちは、児童にとってどのような教育環境を提供すべきなのか、また、どのような支援を行うべきなのか、しっかりと見定めることが大切である。

関係者の皆様には、未来ある子どもたちにとってよりよい教育環境が整備されることで、心身ともに健やかな児童の育成が図られるよう、本基本方針を細部にわたり協議いただくとともに、今後とも積極的な支援をお願いするものである。

(参考) 《今後の児童数の見込み》

① 合計児童数（5年後対比）

| | 令和3年度 | | | | | | 令和8年度 | | | | | | 比較 |
|------|-------|----|----|----|----|----|-------|----|----|----|----|----|-----|
| | 1年 | 2年 | 3年 | 4年 | 5年 | 6年 | 1年 | 2年 | 3年 | 4年 | 5年 | 6年 | |
| 東小学校 | 190 | | | | | | 165 | | | | | | ▲25 |
| | 35 | 33 | 30 | 30 | 29 | 33 | 20 | 25 | 29 | 27 | 29 | 35 | |
| 南小学校 | 84 | | | | | | 76 | | | | | | ▲8 |
| | 10 | 14 | 15 | 14 | 15 | 16 | 16 | 12 | 11 | 15 | 12 | 10 | |
| 西小学校 | 132 | | | | | | 100 | | | | | | ▲32 |
| | 27 | 24 | 19 | 18 | 26 | 18 | 7 | 18 | 19 | 13 | 16 | 27 | |
| 合計 | 406 | | | | | | 341 | | | | | | ▲65 |
| | 72 | 71 | 64 | 62 | 70 | 67 | 43 | 55 | 59 | 55 | 57 | 72 | |

② 入学児童数（5年後対比）

| | 令和3年度 | 令和8年度 | 比較 | R4 | R5 | R6 | R7 | R9 |
|------|-------|-------|-----|----|----|----|----|----|
| 東小学校 | 35 | 20 | ▲15 | 29 | 27 | 29 | 25 | 21 |
| 南小学校 | 10 | 16 | 6 | 12 | 15 | 11 | 12 | 14 |
| 西小学校 | 27 | 7 | ▲20 | 16 | 13 | 19 | 18 | 16 |
| 合計 | 72 | 43 | ▲29 | 57 | 55 | 59 | 55 | 51 |

③ 合計児童数見込

| | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | 増減 (R9-R2) |
|------|-------|------|------|------|------|------|------|------|---------------|
| 東小学校 | 196 | 190 | 186 | 184 | 183 | 178 | 165 | 151 | ▲45 |
| 南小学校 | 88 | 84 | 80 | 80 | 77 | 74 | 76 | 80 | ▲8 |
| 西小学校 | 137 | 132 | 130 | 117 | 118 | 117 | 100 | 89 | ▲48 |
| 合計 | 421 | 406 | 396 | 381 | 378 | 369 | 341 | 320 | ▲101 |
| 割合 | 100.0 | 96.4 | 94.1 | 90.5 | 89.8 | 87.6 | 81.0 | 76.0 | |

(別紙)

小学校適正規模及び適正配置スケジュール (予定)

| 年 度 | 時 期 | 項 目 |
|--------|--------------------------------|--|
| 平成26年度 | 5月30日 | 山ノ内町立小学校適正規模適正配置等審議会への諮問 |
| | 3月6日 | 山ノ内町立小学校適正規模適正配置等審議会から答申 |
| | 3月～ | 教育委員会定例会で答申内容について協議 |
| 平成27年度 | 4月～ | 答申を受けて、町教委の適正規模等の方針(案)検討 |
| | 8月3日 | 町総合教育会議で3点の方針を決定 |
| | ① | 平成28年度をもって北小学校を閉校し、児童は西小学校へ通学する |
| | ② | 一校統合は北小学校児童が小学校在学での2回の統合回避のため平成34年度を目標とする |
| | ③ | 小中連携教育が実施しやすいように、現中学校敷地内に小学校校舎を増築する |
| | 8～9月 | 総合教育会議方針(案)を地区懇談会で町民へ説明(5会場) |
| | 9月 | 保育園保護者懇談会で説明(5会場) |
| | 11～12月 | 教育懇談会で説明(13会場) |
| 3月 | 小学校設置条例の一部を改正する条例の議決 | |
| 平成28年度 | 6～12月 | 統合小学校建設に係る基礎調査実施 |
| 平成29年度 | 5～8月 | 教育委員会定例会で基礎調査結果を踏まえた今後の統合方針を協議 |
| | 8月29日 | 町総合教育会議で4点の方針を決定 |
| | ① | 将来一校統合という方向は変えない |
| | ② | 平成34年度中学校敷地内に小学校校舎を増築して統合することは断念する |
| | ③ | 当面、現3校体制を続け、出生数が50～60人程度が継続する見込みとなった時には、改めて一校統合を進めていく |
| ④ | 教育振興基本計画で山ノ内町の教育のビジョン、理念を示していく | |
| 令和2年度 | 8月7日 | 町総合教育会議で「出生数から考察する教育環境のあり方」について協議 |
| | 9月11日 ～3月 | 教育委員会定例会で「小学校適正規模及び適正配置に係る基本方針(案)」策定に向けて協議 |
| | 3月17日 | 町総合教育会議で基本方針(案)を説明、協議、承認 |
| | 3月19日 | 基本方針(案)を議会全員協議会で説明 |
| 令和3年度 | 4～3月 | 地区懇談会・保護者懇談会・教育懇談会で説明、パブリックコメント実施 これらを踏まえ基本方針修正案を策定 総合教育会議で基本方針修正案を協議、決定 議会説明 |

| | | |
|---------------------|--|---|
| <p>令和4年度 以降</p> | | <p>統合小学校整備計画を策定</p> <p>(仮称)統合準備委員会(専門部会を含む)を設置し、統合小学校の課題検討・整理を行う</p> <p>統合小学校整備実施設計、新築工事</p> <p>各種合同学習・交流事業、記念行事・式典準備、議会承認</p> <p>三小学校閉校記念式典</p> <p>三小学校閉校</p> <p>統合小学校開校</p> |
|---------------------|--|---|

山ノ内町立小学校統合準備委員会設置要綱

(設置)

第1条 山ノ内町立小学校の統合（以下「統合」という。）を円滑に行うために必要な事項を検討し、調整を図るため、山ノ内町立小学校統合準備委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を協議し、その結果を教育委員会に報告するものとする。

- (1) 教育方針、学校行事等に関する事
- (2) 施設整備、設備備品等に関する事
- (3) 通学路及び通学方法に関する事
- (4) P T A、コミュニティスクール等学校関係組織に関する事
- (5) 児童及び保護者の交流事業に関する事
- (6) その他教育委員会が必要と認める事項に関する事

(組織)

第3条 委員会の委員は次に掲げる者をもって組織し教育委員会が委嘱する。

- (1) 小学校及び中学校の保護者代表
- (2) 保育園の保護者代表
- (3) 小学校及び中学校の教職員
- (4) 地域の住民代表
- (5) 学識経験者
- (6) 公募に応じた者
- (7) その他教育委員会が必要と認める者

2 必要に応じ、委員会に専門部会を置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、統合小学校開校の前年度の3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会は委員の互選により委員長及び副委員長を1人置く。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、必要があると認めたときは、委員会に第3条で掲げた委員以外の専門的

知識を有する者を出席させ、意見及び説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会
が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年12月13日から施行する。

山ノ内町立小学校統合準備委員会運営要領

(趣旨)

第1条 山ノ内町立統合小学校準備委員会(以下「委員会」という。)の運営については、山ノ内町立小学校統合準備委員会設置要綱(令和4年山ノ内町教育委員会告示第17号)に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

(専門部会)

第2条 統合に関する課題の検討や調整を効率的に行うため、委員会に次に掲げる専門部会を設ける。

- (1) 総務部会
- (2) 施設部会
- (3) P T A・地域部会
- (4) 通学・安全部会
- (5) 教育部会

2 専門部会に属する委員は、委員会委員から選任し、委員長が指名した者をもって構成する。

3 専門部会に部会長を置き、委員長が指名する。

4 部会長は、専門部会の会務を総理する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。

6 部会長は、必要があるときは、専門部会に委員外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

7 部会における検討経過は、委員会に対して適宜報告をする

(傍聴の許可)

第3条 会議は、委員長又は部会長の許可を得て傍聴することができる。ただし、委員長又は部会長が会議に諮って秘密会としたときは、この限りでない。

(会議の傍聴)

第4条 会議を傍聴しようとする者(以下「傍聴人」という。)は、傍聴人受付簿に氏名、住所等を記入しなければならない。

2 傍聴人は、前条の規定により、会議の非公開が決定された場には、直ちに退場しなければならない。

3 前2項に掲げるもののほか、傍聴人の遵守事項等は、山ノ内町教育委員会傍聴人規則(昭和32年山ノ内町教育委員会規則第3号)第2条及び第4条の規定を準用する。

4 委員長又は部会長は会場の都合により、傍聴人を制限することができる。

(会議資料の公表)

第5条 委員長及び部会長は、会議の資料を町公式ホームページ等により公表する。ただし、必要があると認められる場合は、資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

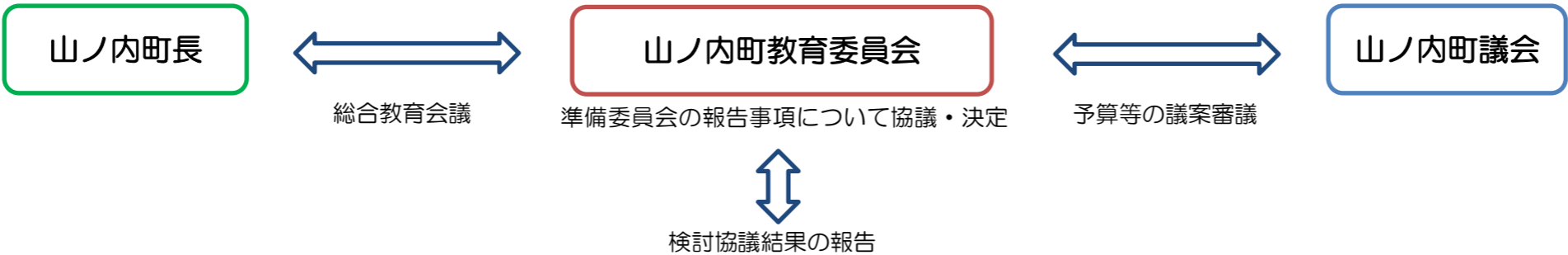
附 則

この要領は、令和4年12月13日から施行する。

○小学校統合準備委員会の組織図（案）

| 部会等 | 主な役割と検討事項 |
|--------------|---|
| 小学校統合準備委員会 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 委員会の総括 ・ 専門部会の進捗状況確認、情報発信 ・ 教育委員会への報告 |
| 総務部会 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 開校に伴う校名・校歌・校章等に関する事 ・ 閉校に伴う式典行事等に関する事 ・ 旧校の財産等に関する事 ・ 跡地利用に関する事 ・ その他該当部会に属する事項 |
| 施設部会 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校施設整備に関する事 |
| P T A ・ 地域部会 | <ul style="list-style-type: none"> ・ P T A の組織運営（規約・組織編制・役員を選出・運営計画・予算等）に関する事 ・ P T A 組織の交流活動等に関する事 ・ コミュニティスクールに関する事 ・ 児童クラブに関する事 ・ その他該当部会に属する事項 |
| 通学・安全部会 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 通学路の選定 ・ 通学路の安全対策（歩道、道路改良等） ・ スクールバス（運行経路、乗降場所、通学方法、乗車基準等） ・ その他該当部会に属する事項 |
| 教育部会 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育課程・学校行事（教育課程・年間計画・学校行事計画・学級編制・教室配置、クラブ活動・修学旅行等）に関する事 ・ 学校保健に関する事 ・ 教材・教具に関する事 ・ 児童の交流活動に関する事 ・ 設備及び備品等の整備、移転・廃棄に関する事 ・ 移転準備・予算に関する事 ・ その他該当部会に属する事項 |
| 山ノ内町教育委員会 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 統括 ・ 渉外、広報、庶務 |

山ノ内町立小学校統合準備委員会の概要図



| 山ノ内町立小学校統合準備委員会 | | | | |
|---|---|---|---|---|
| <p>○山ノ内町立小学校の統合を円滑に行うために必要な事項を検討協議し、その結果を教育委員会に報告する。 専門部会代表者による代表者会議を開催し、各専門部会の進捗状況の確認、情報の共有を図る。</p> <p>【構成メンバー】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校及び中学校の保護者代表、保育園の保護者代表、小学校及び中学校の教職員、地域の住民代表、学識経験者、公募に応じた者、その他教育委員会が必要と認める者で構成する。 ・委員長（1名）会務を総理し、委員会を代表する。 ・副委員長（1名）委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。 <p>○令和5年度より専門部会を設置し、各専門部会で所掌する事項について検討協議を行う。 各専門部会の代表者は代表者会議に出席し、各専門部会の協議結果について報告する。</p> <p>【構成メンバー】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門部会の委員は統合準備委員会委員から選任し、統合準備委員会委員長が指名した者で構成する。 ・部会長（各1名）会務を総理し、部会を代表する。 ・職務代理（各1名）部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。 | | | | |
| <p>⇕ 専門部会検討結果の協議報告</p> | | | | |
| 専 門 部 会 | | | | |
| 総務部会 | 施設部会 | PTA・地域部会 | 通学・安全部会 | 教育部会 |
| <p>【検討事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校名、校歌、校章 ・開校閉校式典行事 ・旧校の財産 ・運動着、ランドセル 等 | <p>【検討事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校舎整備 ・運動施設整備 ・建設用地 等 | <p>【検討事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PTA組織運営(組織・規約等) ・PTA組織交流活動 ・コミュニティスクール ・児童クラブ 等 | <p>【検討事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通学路の選定 ・通学路安全対策 ・スクールバス通学区域の選定 ・スクールバス運行経路 ・スクールバス乗車基準 等 | <p>【検討事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育課程、学校行事 ・学校保健 ・教材、教具 ・交流活動 ・設備及び備品計画 等 |

事務局（教育委員会）庶務、会議開催準備、情報公開、関係団体の調整、予算要求、施設整備

山ノ内町統合小学校整備計画について

1. 目的

令和4年3月決定した「山ノ内町立小学校町立小学校適正規模及び適正配置に係る基本方針」に基づき、統合に向けての基本構想及び施設整備等の基本計画を柱として策定し、検討すべき課題等についても抽出する。

2. 検討組織

山ノ内町立小学校統合準備委員会で計画案について検討、教育委員会で策定し、町総合教育会議で決定。

3. 計画策定支援業務委託

整備計画策定に関し、施設整備面での課題等の整理、企画力・技術力や経験等を活かした助言・提案等の支援を求めるため公募型プロポーザル方式により事業者を決定。審査は山ノ内町統合小学校整備審査委員会で実施。

(1) プロポーザル日程

- ・ 10月21日 公告
- ・ 11月 9日 参加表明書の受付
- ・ 11月21日 提案書等の受付
- ・ 11月29日 プレゼンテーション及びヒアリング

(2) プロポーザル審査結果

- ・ 参加表明書及び提案書提出者数 4者
- ・ 最優秀提案者 株式会社宮本忠長建築設計事務所

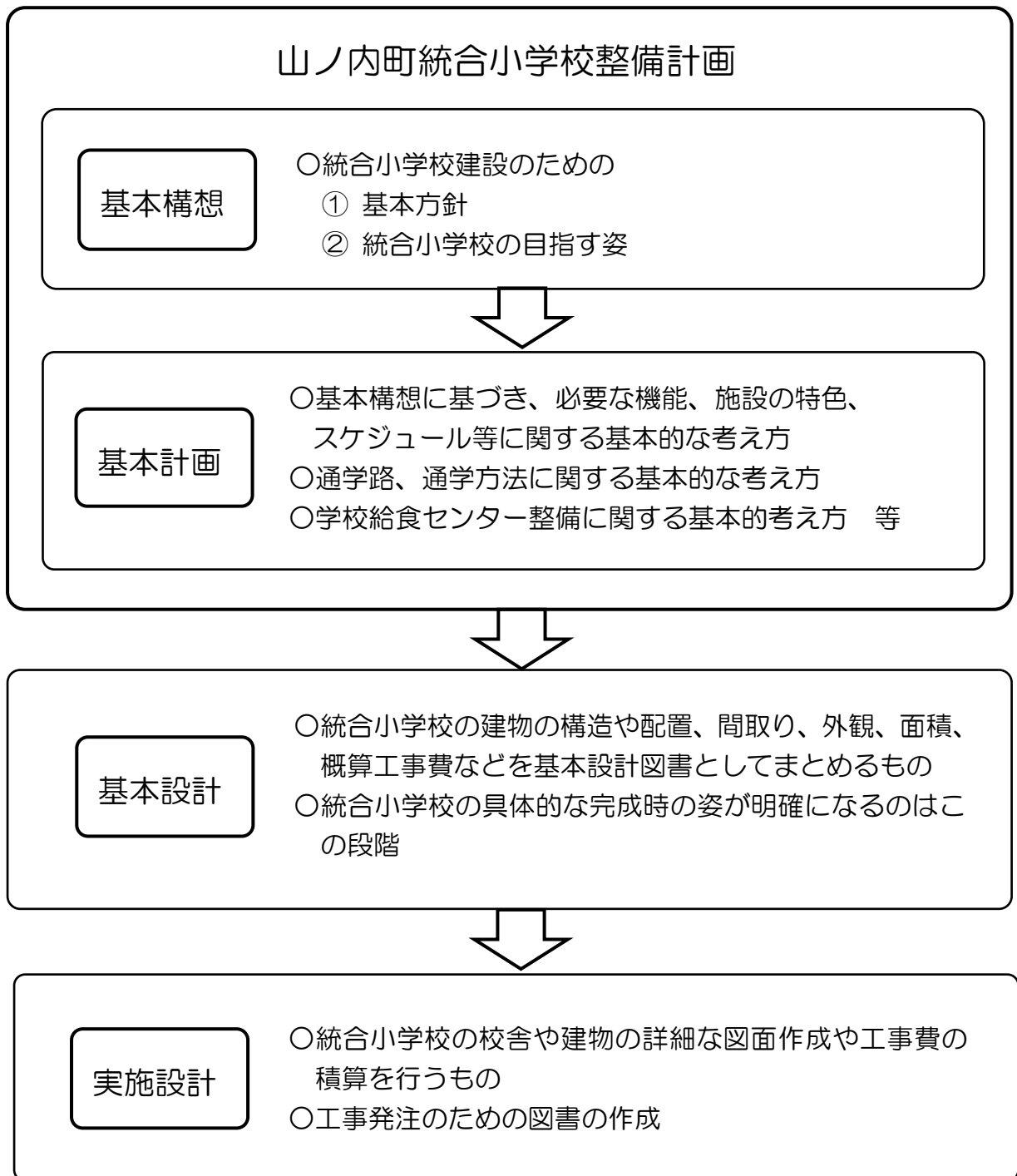
統合小学校整備計画 骨子（案）

| 項 目 | 内 容 |
|---|---|
| 第1章 計画の位置付け | <ul style="list-style-type: none"> ・ 策定の目的 ・ 整備計画の位置づけ |
| 第2章 基本構想 1 基本方針 2 統合小学校の目指す姿 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本理念 ・ 目指す学校像 ・ 目指す子どもの姿 ・ 重点となる教育 ・ 小中連携の考え方 |
| 第3章 基本計画 1 統合小学校づくりのコンセプト (考え方) 2 開校に向けた取り組み 3 スケジュール 4 計画地の状況 5 学校規模 6 主な想定施設 7 施設の特徴 8 通学路・通学方法 9 学校給食センター 10 その他の事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設整備の基本的考え方、配慮すべき事項 ・ 施設整備及び開校に向けた基本の方針 ・ 施設整備及び開校に向けた概略スケジュール ・ 計画地の基本的条件 ・ 想定される児童数・学級数 ・ 想定される施設の概要 ・ 各施設の特徴・配慮すべき事項 ・ 通学路の設定・安全対策、通学方法（スクールバス運行）の基本の方針 ・ 学校給食センターの考え方 ・ 放課後児童クラブ 等 |

第1章 計画の位置付け

山ノ内町教育委員会では、平成27年3月に「山ノ内町立小学校適正規模適正配置等審議会」答申を受け、令和4年3月には「山ノ内町立小学校適正規模及び適正配置に係る基本方針」を策定しました。

この基本方針に基づき、統合小学校整備事業に関する基本的な事項について定めるものです。



第2章 基本構想

1 基本方針

(1案) 四つの想いを一つにつなぎ 未来を拓く小学校

山ノ内町の東西南北の地域と統合前の四小学校の歴史や特色を大切につないでいく。統合小学校で学ぶ児童が、地域の想いと歴史を受け継ぎつつ、新しい未来を拓く人材として成長できる小学校

(2案) 故郷から未来に羽ばたく 一人一人が未来の創り手

「ふるさと学習」を充実させ、故郷山ノ内町に誇りを持つ子どもたちを育てる。一人一人の個性を尊重し、地域に根差した体験活動やさまざまな人との交流を通して、世界に向けた広い視野を持ち、たくましく未来を創造していく子どもたちを育てる小学校

2 統合小学校の目指す姿

目指す学校像

目指す子どもの姿

(1) 主体的に学び、学ぶ楽しさを実感できる子ども

- ・豊かな自然や人から学ぶ体験活動を重視
- ・自分で考え、自分で判断し、行動できる力の育成
- ・さまざまな人と共に学ぶ楽しさを味わえる学習活動

(2) 広い視野を持ち、行動する子ども（山ノ内町から世界へ・E S Dの推進）

- ・地域を学ぶ、地域から学ぶ「ふるさと学習」「環境教育」
豊かな自然、歴史や文化、ユネスコエコパークなどを通して理解を深め、山ノ内町への愛着を深める。
- ・ユネスコスクールの登録 持続可能な社会の担い手に
- ・世界を見つめる視野と考え方を学び、身近から行動できる力の育成

(3) かかわりを深め、豊かな心を持つ子ども

- ・多様な他者をつなぎ、認め合う学習活動
- ・自分を大切にし、他者を大切にできる心の育成

(4) たくましく、夢に向かって進んでいく子ども

- ・自分の良さを知り、それを活かせる場で自立する力の育成
- ・心身の健やかな成長のためのスポーツや体験活動

重点となる教育

- ユネスコスクール登録・・・E S D（持続可能な開発のための教育）
- 交流学习と小中連携・・・異年齢集団の交流と学び
地域やユネスコスクール間との交流
- 豊かな心の教育・・・人権教育、福祉教育 など
- 個別学習と協同学習・・・特別支援教育、ICT教育

小中連携の考え方



山ノ内町統合小学校整備計画地

山ノ内町教育委員会

山ノ内中学校敷地航空写真